

令和5年度(第68次)  
空気調和・衛生工学会  
設備士資格検定試験  
申込案内書

**申込期間** 令和5年8月1日(火)～8月31日(木)

**試験日** 空調部門 令和5年11月25日(土)

衛生部門 令和5年11月26日(日)



公益社団法人

空気調和・衛生工学会

The Society of Heating, Air-Conditioning and  
Sanitary Engineers of Japan [SHASE]

---

# 目次

---

<b>1. 令和5年度（第68次）設備士資格検定試験申込要項</b>	<b>1</b>
I. 受験資格	
II. 提出書類	
III. 試験日時	2
IV. 出題範囲	3
V. 試験地	
VI. 受験料	
VII. 申込・書類提出期間	
VIII. 申込方法	4
IX. 受験票送付	
X. 合否通知発送	
XI. 問合せ先	
<b>2. 受験資格</b>	<b>5</b>
I. (ホ) 項認定校	6
<b>3. 注意事項</b>	<b>8</b>
I. 受験票・合否通知	
II. 受験申込書・実務経歴書記入上の注意	
III. 受験料支払いの注意	
IV. 個人情報の取扱いについて	
<b>4. 実務経歴記入例</b>	<b>9</b>
<b>5. 公益社団法人 空気調和・衛生工学会設備士運営要領</b>	<b>10</b>

## 1. 令和5年度（第68次）設備士資格検定試験申込要項

設備士資格検定試験を受験される方は、申込サイトよりお申し込みください。

### 申込サイトによる手続きの流れ

#### Step1

申込案内書(PDF)をご確認ください。



#### Step2

申込サイトより下記情報をご入力ください。

- ① 申込者情報登録
- ② 受験資格区分・実務経歴登録



#### Step3

③ 受験部門・試験地をご選択の上、受験料をお支払いください。  
クレジット・コンビニ・ペイジー



#### Step4

④ 提出書類出力よりPDFをご印刷ください。  
1. 受験申込書  
2. 実務経歴書  
3. 宛名ラベル



#### Step5

印刷した書類と必要書類を郵便局窓口からご郵送ください。

- ① 写真
- ② 卒業証明書(コピー不可)



### I. 受験資格

受験資格（5頁）および設備士運営要領（10頁）参照

### II. 提出書類

#### (1) 受験申込書 1通

WEB上で申込登録後に④提出書類出力よりPDFをご印刷ください。

#### (2) 受験資格および実務経歴書 1通

WEB上で申込登録後に④提出書類出力よりPDFをご印刷ください。

#### (3) 学校卒業証明書（コピー不可） 1通

「(2) 実務経歴書」の裏面に貼り付けてください。

受験資格（イ）、（ロ）、（ハ）、（ホ）に該当するものは、該当区分に掲げる学校卒業証明書（証明書は学校発行のものとし、卒業証明書を得られない正当な事由がある場合は、これに代わる書類）

※大学院の修了証明書、卒業証書の原本、コピーは不可

※婚姻等の理由により卒業証明書と氏名が異なる場合は、変更の経緯が分かる書類（戸籍抄本等）を添付してください。

#### (4) 写真

「(1) 受験申込書」の所定欄に貼り付けてください。

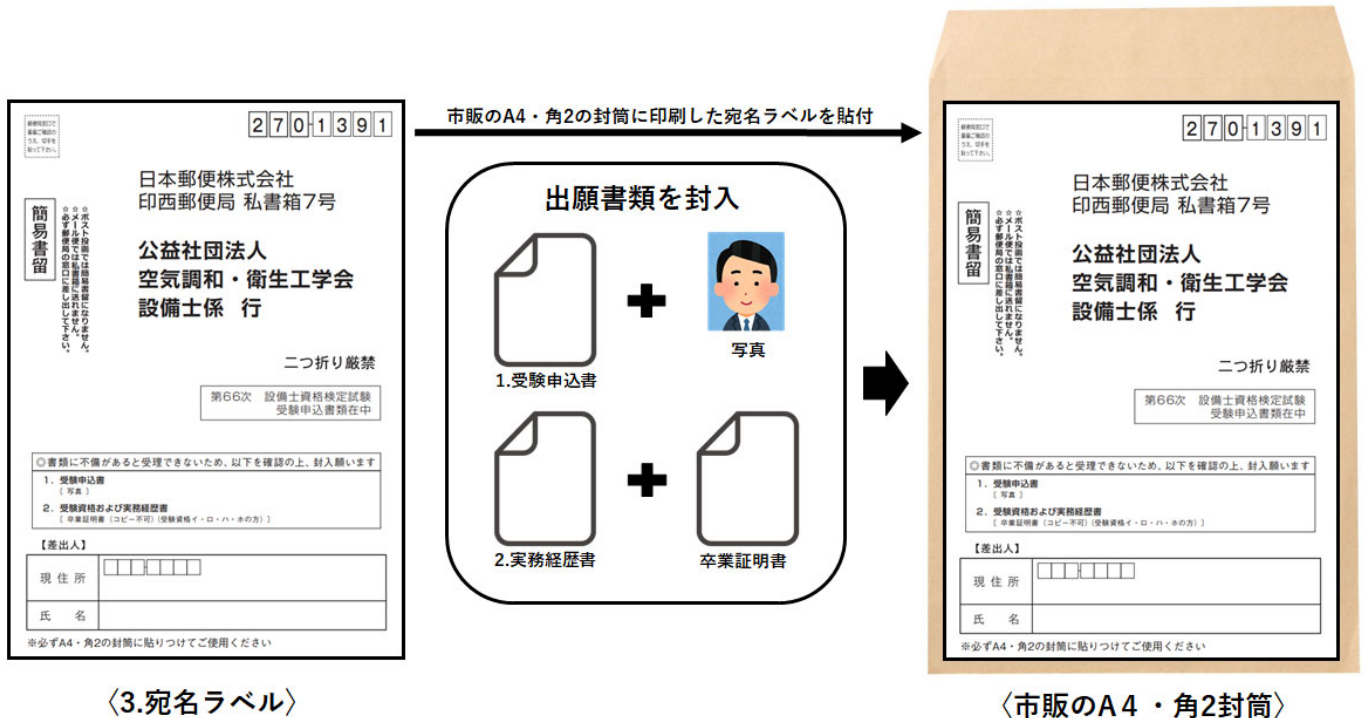
- 1) 正面上半身脱帽（4.5cm×3.5cm）
- 2) 最近3箇月以内に撮影のもの
- 3) 裏面に氏名を記入のうえ、写真票に全面のり付けする
- 4) スナップ写真不可

※昨年の受験番号または過去の合格番号をお持ちの方は以下の省略ができます。

- 1) 実務経歴の入力 (受験資格口,ハ,ニ,ホの方)
- 2) 卒業証明書 (受験資格イ,ロ,ハ,ホの方)

※申込サイトで登録完了後、提出書類出力より印刷した「宛名ラベル」を使用し、提出書類を A4・角2の封筒に封入の上、8月31日までに必ず郵便局窓口にて「簡易書留」でご郵送ください(ポスト投函不可)。発送をもって申込完了となります。(下図参照)

また、提出された書類は、いかなる場合も返却いたしません。  
2部門受験の場合でも提出書類は一組で申込が可能です。



### III. 試験日時

空調部門 令和5年11月25日(土) 午前10時30分～午後3時30分  
時間割

空調Ⅰ 10:30～11:50(80分)20問

空調Ⅱ 13:00～14:20(80分)20問

空調Ⅲ 14:50～15:30(40分)10問

衛生部門 令和5年11月26日(日) 午前10時30分～午後3時30分  
時間割

衛生Ⅰ 10:30～11:50(80分)20問

衛生Ⅱ 13:00～14:20(80分)20問

衛生Ⅲ 14:50～15:30(40分)10問

試験当日の公共交通機関の事件・事故による遅延、運転見合わせ、運休の場合の救済措置は原則として設けておりません。

## IV. 出題範囲

### 空調部門

- (イ) 暖房、冷房、換気空気調和の計画、設計・施工に関する専門知識および環境、エネルギー、安全などに関する専門知識
- (ロ) 給水、給湯、消火、排水、衛生器具、し尿浄化槽その他の計画、設計・施工に関する基本的知識

### 衛生部門

- (イ) 給水、給湯、消火、排水、衛生器具、し尿浄化槽その他の計画、設計・施工に関する専門知識および環境、エネルギー、安全などに関する専門知識
- (ロ) 暖房、冷房、換気その他の計画、設計・施工に関する基本的知識

## V. 試験地

東京・大阪・名古屋・札幌・仙台・金沢・広島・福岡・那覇

会場の詳細（住所等）は受験票に記載いたします。

※申込後の試験地変更は9月末日までに書面をもって通知してください。

10月1日以降はいかなる理由があっても変更できません

## VI. 受験料

1部門 9,900円（消費税込）

申込サイトよりお支払ください。

支払い方法

- ・クレジットカード
- ・コンビニエンスストア
- ・銀行ATM（ペイジー）

※領収書は支払い後、マイページよりご出力ください。

※受験資格審査において、受験資格がないとされた方には受験審査手数料2,200円（消費税込）を差し引いた受験料残額を返却します。

※申込締切り後の受験辞退者に対しては、受験料の返金は一切行いません。

## VII. 申込・書類提出期間

令和5年8月1日（火）～8月31日（木）消印有効

必ず期日までに提出書類を郵便局窓口から簡易書留にて発送してください。

※申込開始以前、申込期間中の申込に関する（申込用紙が届いているかなどの）問合せにはご回答出来かねますので、ご了承ください。到着に関する問合せは本人控えを基に郵便局へお問い合わせください。

## **VIII. 申込方法**

- ①申込サイトで受験申込登録
- ②受験料の支払い（コンビニ・クレジット・ペイジー）
- ③提出書類を郵送（簡易書留）

（簡易書留の手続きは、郵便局以外では取り扱っておりません、期日までに郵便局窓口で手続きを行って下さい）

## **IX. 受験票送付**

令和5年11月上旬

## **X. 合否通知発送**

令和6年2月上旬

## **XI. 問合せ先**

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂4-8 神楽坂プラザビル4F

公益社団法人 空気調和・衛生工学会

TEL03-5206-3600 FAX03-5206-3603 MAILsetsubishi@shase.or.jp

## 2. 受験資格

区分	最終学歴	空気調和・給排水・衛生設備に関する実務経験年数	摘要
(イ)	大学理科系課程 (1) 新制大学 (2) 旧制大学 (3) 旧制専門学校	卒業後満0年	卒業証明書の提出をもって受験できる。 (大学院の修了証明書は不可) 工、鉱山、理、農、園芸、医、獣医、薬、水産、商船、航空、海洋、繊維、工芸等の理科系課程
(ロ)	短期大学理科系課程 (1) 短期大学 (2) 高等専門学校	卒業後満1年以上	短期大学、高等専門学校は学校教育法(昭和22年法律第26号)によるもので、各種専門学校、専修学校は除く。
(ハ)	A. 高等学校理科・工業系課程 (1) 高等学校 (2) 旧制中学校(実業系)	卒業後満4年以上	普通科、商業科、家政科などの理科・工業系以外は(ニ)項に該当。農業科、水産科、窯業科は理科・工業系と認定。
	B. 高等学校建築設備系	卒業後満3年以上	Aから1年短縮
(ニ)	(イ)、(ロ)、(ハ)、(ホ)に該当しない者	満18歳以上で満7年以上	実務経歴書で7年以上の実務経験を有すると認められた者。 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ホ)に該当する者で、本項の条件を満たす者は、卒業証明書の提出を省略し、本項の資格をもって受験することができる。
(ホ)	(イ)、(ロ)、(ハ)に該当しない各種学校を卒業した者	設備士資格検定委員会で実務経験年数を認定	認定した学校は8,9頁の一覧を参照。 記載のない各種学校で建築・設備に関わる課程を卒業した者は委員会にて審査を行う。

### ※実務経験とは

建築設備の設計、工事監理、施工管理、見積、積算等の業務および建築設備に関する教育・研究機関、行政等に従事した経験をいい、建築設備に関する設計図書のトレース、工事における単なる労務者としての経験、アルバイト等は含みません。また、理科系の大学院や専攻科などの上記に記載のない課程を実務経験として加算できます。

職業能力開発施設または職業能力開発総合大学校の卒業者は以下の受験資格とします。ただし、卒業証明書が必要です。

受験資格	学校	課程
(イ)	職業能力開発総合大学	長期課程（4年制）
(ロ)	職業能力開発大学校または 職業能力開発短期大学校	専門課程
(ニ)	上記以外の職業能力開発施設修了者 ただし、訓練期間は実務経歴年数に加算出来る。	

## 1. (ホ) 項認定校

(ロ) と同等の受験資格（実務経歴年数が卒業後 1 年以上）の認定を受けた学校（カッコ内は旧名称・認定科目）

以下に記載のない各種学校については受験資格審査を行い、(イ) (ロ) (ハ) (二) のいずれかの扱いとなります。

校名	学科・コース
愛知工業専門学校	建築科
青山製図専門学校	建築工学科・建築設計デザイン科一建設コース、建築科、建築設計デザイン科一設備コース (建築設計・設備科一設備コース)
青山建築デザイン・医療事務専門学校 (青山工学・医療専門学校、青山工学専門学校札幌校)	建築学科、建築設計デザイン科、建築設計 CAD 科、機械設計 CAD 科 (建築設計設備科、店舗設計デザイン科、CAD 設計製図科、機械設計製図科)
麻生工科デザイン専門学校	建築学科（3年制）
大阪科学工業専門学校	建築学科、電気工学科、機械工学科、製図学科
大阪建設専門学校	昼間部建築学科 II、夜間部建築学科
大阪工業技術専門学校	工業専門課程一建築学科、設備環境デザイン学科（建築設備科）、機械工学科、（環境設備科）、建築設備学科
関東理工専門学校	空調設備科
九州工業技術専門学校	建築設備学科
九州電子技術専門学校	電子工学科
京都建築大学校 (京都国際建築専門学校)	建築科、都市工学科
京都建築専門学校	建築学科
東京日建工科専門学校 (建設実務専門学校)	建築専門課程一建築学科、建築 CAD 設計課
工学院大学専門学校 (工学院大学専修学校)	第 1 部建築科、第 2 部建築科、土木科、応用化学科、第 1 部電気技術科、第 2 部電気技術科、建築設備科、第 1 部インテリア：デザイン科 (土木学科、機械学科、建築学科、電気学科、造船学科、応用化学学科、金属加工学科、建築科、電気技術科、機械科、電気科、機械設計 CAD 科、電子情報科)
攻玉社専門学校	建築デザイン科一設備設計コース、（建築設備科）
国土建設学院	都市建設工学科、上下水道工学科、設備工学科、建築設備科
佐賀工業専門学校	建築学科
札幌建築デザイン専門学校 (北海道中央工学院専門学校)	建築工学科一環境設計コース（建築工学科一設備コース）
静岡産業技術専門学校	建築科
修成建設専門学校	専門部建築科、工業専門課程：女子建築科
中央工学院専門学校	建築設備学科
中央工学校	建築設備科、建築設備設計科、建築設備工学科、建築工学科、建築設計



	科, 建築意匠設計科, メカニカルデザイン科, 機械設計科, 機械システム科, 女子建築設計科, 建築設計科女子部, 建築科, 建築科専門部, 建築科女子部, 建築学科, 木造建築科
中央工学校 OSAKA (中央実務専門学校)	建築工学科, 建築学科 (建築設計科、建築設備設計科、建築・室内設計科, ビル設備設計科)
千代田工科芸術専門学校	インテリア・建築科, 電気工事技術科
筑波研究学園専門学校	情報ネットワーク科
東海工業専門学校 (東海工業専門学校熱田校)	建築工学科, 建築設備科, 機械工学科
東海工業専門学校金山校	工業専門課程: 建築工学科, 建築設備科
東京科学電子工業専門学校	空調設備科
東京建築専門学校	建築学科
東京工科専門学校	空調科, 冷凍空調科, 建築科, 建築科工学科, インテリア科, 建築科 (夜間)
東京工業専門学校	空調設備科, 建築工学科
東京テクニカルカレッジ	建築設備工学科, 建築科 (環境システム科)
東京デザイン専門学校	環境設備システム科, 建築士科, インテリアプランナー科, (建築設備士科)
東京電機大学電機学校	設備工学科
東京電子専門学校	電子計算機科
東洋工学専門学校	建築設備科, 機械学科・機械設計コース, 建築学科, 機械設計科, CAD設計科
長崎県立建設大学校	設備科
名古屋建築土木専門学校 (名古屋建築設備専門学校)	建築設備科, 建築科, 土木・測量科, CAD設計科
日本工学院専門学校	建築設計科, 土木建設科, 環境科学科, 電子工学科, 電子・電気・CAD科 [電気工学専攻 (電気工学科)、電子工学専攻 (電子工学科)、電気工事士専攻 (電気工学科)、機械設計・CAD専攻 (CAD設計製図科)、(情報システム科, メカトロニクス科) ]
日本工学院八王子専門学校	建築設計科, 土木建設科、電子・電気・CAD科 [電気工学専攻 (電気工学科)、電気工事士専攻 (電気工学科)、電子工学専攻、機械設計・CAD専攻]
日本設備工業専門学校	設備科
日本電子専門学校	電気工学科, 電気工事技術科
日本工学院北海道専門学校	建築学科
パシフィックテクノカレッジ学院	建築学科, 機械工学科
福岡建設専門学校	建築工学科, 建築科 (夜間)
北海道建設工学専門学校	福祉環境建築学科
宮崎ユニバーサルカレッジ	建築CADデザイン学科 (建築学科)
安田工業専門学校	建築設備工学科, 建築工学科
読売理工医療福祉専門学校 (読売東京理工専門学校, 東京理工専門学校)	建築デザイン科, 環境設備学科, 建築学科, 土木建設学科, 電気技術学科, 通信技術学科, 建築科 (建築環境設計学科, 電子技術学科, 環境システム工学科, 建築設備学科, 環境設備科, 建設システム学科, 土木工学科, 電気電子システム学科, 電気・電子工学科, マルチメディア通信技術学科)
早稲田大学芸術学校 (早稲田大学専門学校, 早稲田大学産業技術専修学校)	産業技術専門課程—機械科, 電気科, 建築科, 建築設計科, 都市デザイン科, 建築都市設計科

※以上に記載のない各種学校については受験資格審査を行い、(イ)(ロ)(ハ)(二)のいずれかの扱いとなります。

### 3. 注意事項

#### I. 受験票・合否通知

- (1) 受験資格の審査後、受験資格を有すると認められた方に受験票を送付します。受験票の送付は11月上旬です。合否通知は翌年2月上旬に発送いたします。合否通知は一人に一通送付いたします。欠席者には通知いたしません。
- (2) 設備士運営要領第3条1項により、合格者で非会員の方は指定する期日までにご入会の手続きが必要です。期日まで手続き未了の方は、合格を辞退されたものと認めます。ご入会の手続きは、入会金1,000円・年会費10,800円をお振込みの上、入会申込書をご提出ください。
- (3) 合格発表の際、合格者の受験番号と合格基準を学会ホームページに掲載します。合格基準は試験の結果に基づき、設備士資格検定委員会で決定します。
- (4) 受験者の所属企業から請求があった場合、合否に関する情報を通知する場合があります。

#### II. 受験申込書・実務経歴書記入上の注意

- (1) 申込後の試験地変更は9月末までに書面をもって通知してください。  
10月1日以降はいかなる理由があっても変更できません
- (2) 受験資格および実務経歴書は、受験資格審査を行う際の重要な資料ですので、正確に入力してください。
- (3) 最終学歴・実務経歴を偽った場合は、合格後でも資格を失います。
- (4) 実務経歴は外国におけるものと、日本におけるものとは問いません。
- (5) 勤務先の会社および所属部課と設備との関連性が明確でない場合（設備機器メーカー、商社等）は、その実務内容を詳細に記入してください。
- (6) 実務経歴の最終はその年の10月末までとしてください。
- (7) 18歳未満の実務経歴は認めません。
- (8) 海外の学校であっても国内の学校と修業年限が同じであれば、同様の扱いとなります。卒業証明書またはそれに準ずる書類をご提出ください。日本語・英語以外の場合は和訳も同封してください。

#### III. 受験料支払いの注意

- (1) 決済代行は日本通信紙株式会社に委託しています。
- (2) 決済システムはGMOペイメントゲートウェイ株式会社のサービスを利用します。

#### IV. 個人情報の取扱いについて

当学会は、個人情報保護法を順守するとともに、同法を精神を尊重して、以下のとおり、個人情報を取り扱うこととします。

本資格試験への申込などによって知り得た個人情報は、本試験実施と受験者への各種連絡の目的で利用させていただき、本人の同意がない限り、これ以外の目的には利用いたしません。

また、個人情報の紛失、改ざん、漏洩及び外部からの不正アクセスなどを防止するため、厳重なセキュリティ対策を講じております。

## 4. 実務経歴記入例

記入例

### 実務経歴の確認・変更

注：実務経歴とは、建築設備の設計、工事監理、施工管理、見積り、積算等の業務及び建築設備に関する教育・研究開発、行政等に従事した経験をいい、建築設備に関する設計図書へのトレース、工事における単なる労働者としての経験、アルバイト等は含まれません。  
また、理科系の大学院や専攻科など受験資格に記載のない課程を実務経歴として加算できる場合がございます。（その場合は当該課程の修了証が必要となります）

記入例 (PDF)

番号	勤務先(部署名まで)	在職期間 (業務期間が重複しないよう 年代順に記入してください。 受験する年の10月まで)			この期間における実務全体の内容及び 建築設備の実務の内容 今までの建築設備に関する実務の経験について、年代順に 記入してください。実務の内容は携わった建築物の種類、 内容、職務内容を具体的に記入してください。 (50文字以上400文字以内)
	地位職名	【開始・終了年月】	年	ヶ月	
1	勤務先名及び部署名を入力してください。 地位職名を入力してください。	- - ~ - - -	0	0	この期間における実務全体の内容及び建築設備の実務の内容を入力してください。
2	勤務先名及び部署名を入力してください。 地位職名を入力してください。	- - ~ - - -	0	0	この期間における実務全体の内容及び建築設備の実務の内容を入力してください。
3	勤務先名及び部署名を入力してください。 地位職名を入力してください。	- - ~ - - -	0	0	この期間における実務全体の内容及び建築設備の実務の内容を入力してください。
4	勤務先名及び部署名を入力してください。	- - ~ - - -	0	0	この期間における実務全体の内容及び建築設備の実務の内容を入力してください。
5	それぞれの期間の会社名、部署名、 地位職名をご記入ください。	- - ~ - - -	0	0	記載内容が不十分な場合は実務経 験と認められず、受験ができません
6	勤務先名及び部署名を入力してください。 地位職名を入力してください。	- - ~ - - -	0	0	この期間における実務全体の内容及び建築設備の実務の内容を入力してください。
7	勤務先名及び部署名を入力してください。 地位職名を入力してください。	- - ~ - - -	0	0	この期間における実務全体の内容及び建築設備の実務の内容を入力してください。
8	勤務先名及び部署名を入力してください。 地位職名を入力してください。	- - ~ - - -	0	0	この期間における実務全体の内容及び建築設備の実務の内容を入力してください。
		合計	0	0	

各項目を入力後、「在職期間の計算」をクリックしていただき、合計が受験資格区分に応じた所定の年数を満たしているか確認してください

在職期間の計算

登録

※受験資格（イ） 大学理科系課程をご選択された場合は実務経験が不要となりますので、実務経歴入力画面はスキップされます。

## 5.

### 公益社団法人 空気調和・衛生工学会設備士運営要領

平成 29 年 10 月 19 日 委員会制定

令和 3 年 3 月 13 日 理事会報告

#### 第 1 章 総 則

##### (目的)

第 1 条 定款第 4 条第 9 号「技術者資格の認定」に基づき、以下のとおり要領を定める。

第 2 条 「公益社団法人 空気調和・衛生工学会設備士運営要領」（以下「運営要領」という。）は、空気調和・衛生工学会設備士資格検定試験制度（以下「工学会設備士制度」という。）の実施方法などを定め、工学会設備士制度の適正な運営を図ることを目的とする。

2. 工学会設備士制度は、良好な室内環境の創生と維持管理、都市環境の改善、地球環境の保全に寄与する技術者を育成するため、空気調和・衛生設備の計画、設計、工事監理、施工管理、維持管理および調査などを行う技術者の称号を定め、その技術・知見の維持向上を図り、もって国際社会に通用する諸設備の質の向上に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第 3 条 この運営要領で空気調和・衛生工学会設備士（以下「工学会設備士」という。）とは、公益社団法人空気調和・衛生工学会（以下「当法人」という。）の正会員、学生会員であって、前条の目的のため当法人が行う、空調部門または衛生部門の資格検定試験に合格した者をいう。

2. この運営要領で「計画」とは、構築する設備の目的と条件を明確にし、その条件のもとに各種設備を総合して目的を達成する設備の方式、配置、機器容量、概算工事費などを立案することをいう。
3. この運営要領で「設計」とは、その者の責任において設計図書を作成することをいい、「設計図書とは、空気調和および衛生設備などの工事実施のために必要な図面（現寸図の類を除く）および仕様書をいう。
4. この運営要領で「工事監理」とは、その者の責任において工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されるように指導監督することをいう。
5. この運営要領で「施工管理」とは、工事の開始に先立ち立案した工期、品質を実現するための計画のとおり実施されるように指導監督することをいう。
6. この運営要領で、「維持管理」とは、その者の責任において空気調和および衛生設備の機能を維持するために点検、調整、修繕、適正な運転を行うことをいう。

##### (任務)

第 4 条 工学会設備士はその学識と経験に基づき計画、設計、工事監理、施工管理、維持管理および調査などの業務を誠実かつ適正に行うものとする。

2. 工学会設備士は継続能力開発に努めるものとする。

##### (合格証)

第 5 条 当法人が行う設備士の資格検定試験に合格した者には、学会長が合格証を交付する。

##### (工学会設備士名簿)

第 6 条 合格証の交付を受けた者は、当法人に備える工学会設備士名簿に登載する。

2. 登載された者は、工学会設備士の名称を使用できる。

#### 第 2 章 資格検定試験

(資格検定試験)

第7条 工学会設備士の資格検定試験（以下「検定試験」という。）は、第4条の任務を遂行する上に必要な知識技能につき毎年少なくとも1回行う。

2. 設備に関する実務の経験には、単なる写図工もしくは労務者としての経験、または単なる庶務、会計その他これらに類する事務に関する経験を含まないものとする。
3. 検定試験を受けようとするものは、委員会の定める書類に別に定める受験料を添えて、申込案内書の日までに当法人へ提出しなければならない。
4. 受験者は空調部門および衛生部門の試験を別々に受験することができる。
5. 委員会は検定試験の受験者に対し資格の認定を行う。必要と認めたときは口頭試験を行うことがある。
6. 検定試験を受けるに必要な事項は申込締切日の少なくとも2箇月前に当法人会誌などに発表する。

(出題範囲)

第8条 空調部門、衛生部門の区分に基づく試験問題の範囲は次とする。

(a) 空調部門

(イ) 暖房、冷房、換気空気調和の計画、設計・施工に関する専門知識および環境、エネルギー、安全などに関する専門知識

(ロ) 給水、給湯、消火、排水、衛生器具、し尿浄化槽その他の計画、設計・施工に関する基本的知識

(b) 衛生部門

(イ) 給水、給湯、消火、排水、衛生器具、し尿浄化槽その他の計画、設計・施工に関する専門知識および環境、エネルギー、安全などに関する専門知識

(ロ) 暖房、冷房、換気その他の計画、設計・施工に関する基本的知識

(受験資格)

第9条 検定試験は次の(イ)から(ホ)の一つに該当する者でなければこれを受けることができない。

(イ) 次の大学または学校において、理科系統の正規の課程を修めて卒業した者。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学

(2) 旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学

(3) 旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校

(ロ) 次の短期大学または高等専門学校において、理科系統の正規の過程を修めて卒業したのち、空気調和・衛生工業に関し1年以上の実務経験を有する者。

学校教育法（昭和22年法律26号）による短期大学または高等専門学校

(ハ) 次の学校において工業に関する学科を修めて卒業したのち、空気調和・衛生工業に関し4年以上の実務経験を有する者。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校

ただし、設備に関する工学科を卒業した者は1箇年を短縮することができる。

(2) 国民学校初等科修了程度を入学資格とし、修業年限を5年とする旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校

(3) 国民学校高等科卒業程度を入学資格とし、修業年限を3年（ただし夜間は4年以上）とする旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校

(4) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校卒業程度を入学資格とする、修業年限3年以上の工業教育を行なう各種学校

(ニ) 空気調和・衛生工業に関し7年以上の実務経験を有する者で、第3章の設備士資格検定委員会において前各号と同等以上の知識および技能を有すると認められた者。

(ホ) (イ) より (ハ) に該当しない各種学校を卒業した者の資格は設備士資格検定委員会において認定する。

(合格基準の公開)

第 10 条 検定試験の各部門の合格点は当法人ホームページにて公開する。

### 第 3 章 設備士資格検定委員会

(委員会の任務)

第 11 条 設備士資格検定委員会（以下「委員会」という。）は、工学会設備士に関わる全ての事項を決定し、資格検定試験を行い、合否を決定する。

(委員会の組織)

第 12 条 委員長および委員は学識経験者から、理事会の議を経て会長が委嘱し、組織する。ただし、委員の半数以上は工学会設備士とする。

2. 委員会には必要に応じて、分科会をおくことができる。
3. 委員会は試験の実施のための試験員を委嘱することができる。

(委員長)

第 13 条 委員長は会務を総理する。

2. 委員長に事故あるときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(委員長および委員の任期)

第 14 条 委員長および委員の任期は 1 箇年とする。

委員長および委員は留任、再任されることができる。

(不正行為の禁止)

第 15 条 委員その他検定試験の事務に従事するものは、その事務を行なうにあたって、厳正を保持し不正の行為があってはならない。

(委員会定足数)

第 16 条 受験資格の認定および検定試験の合否を議する場合の委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければこれを開くことができない。

2. 委員会の議決には出席者の 5 分の 4 以上の賛成がなければならない。

(試験の実施)

第 17 条 委員会は試験の実施に関し試験実施方法を別に定めることができる。